○○ジュニアリーダークラブ　個人情報取扱規約

（目的）

第１条　この個人情報取扱規約は、本会が保有する個人情報の管理の適正を期するととも

に、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第２条　本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、子どもの健全育成活動

において個人情報の保護に努めるものとする。

２　個人情報を収集し、保管し、又は利用する役員等は、職務上知り得た個人情報を他に

　漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（適正収集の原則）

第３条　個人情報を収集するときは、その所掌する事務の目的達成に必要な最小限の範囲

内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。

（収集の制限）

第４条　個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、本人から直接

これを収集しなければならない。

２　前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから

収集することができる。

　一　本人の同意があるとき。

　二　人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。

　三　当該個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

（管理）

第５条　保有する個人情報等の紛失、破損、改ざん又は漏えいを防止し、適正に管理する。

２　管理の必要がなくなった保有個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去しなければなら

ない。

（利用）

第６条　取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. 会費請求、その他文書の送付
2. 子ども会会員名簿の作成
3. 安全共済会の登録及び申請
4. 緊急時、災害時等での連絡
5. その他子ども会活動等の運営に携わる際、表彰を受ける際の連絡

（目的外利用）

第７条　保有する個人情報を収集時とは異なる目的で利用する際は、本人の同意を得なけ

ればならない。

２　前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、本人の同意を得ないで、保有

する個人情報の目的外利用をすることができる。

　一　法令等に定めがあるとき。

　二　人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。

　三　当該保有個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

　四　公衆衛生の向上又は子どもの健全育成の促進に必要がある場合。

（保有個人情報の外部提供の制限）

第８条　保有する個人情報は本人の同意を得ないで外部に提供しない。

２　前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、本人の同意を得ないで、外部に

　提供することができる。

　一　法令等に定めがあるとき。

　二　人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。

　三　当該保有個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

（開示、訂正）

第９条　個人情報の開示又は訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して

書面にて理事に申し立てるものとする。

（改廃）

第10条　この規定の改廃は、総会の決議を経て行う。

付　則

この規約は、令和　　年　月　日から実施する。